

東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体登録手続き要綱

(目的)

第1条 この要綱は、陶芸棟の利用を許可する団体を把握し、陶芸棟の適切な利用を推進することを目的とする。

(登録の条件)

第2条 登録しようとする団体は、次の条件を満たしているものとする。

- (1) 構成員は5名以上であること。
 - (2) 団体の代表者（責任者）、構成員、運営方法及び経費に関する事項が明確であること。
 - (3) 団体は計画的、組織的及び継続的に運営され、活動は原則として1か月に1回以上、定期的に行うこと。
 - (4) 利用団体の代表者で組織する陶芸棟利用団体協議会に参加すること。
 - (5) 陶芸棟施設の器具類の取り扱いを熟知していること。
- 2 登録しようとする団体は、東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体登録申請書（別紙様式1）を館長に提出し、町長の許可を得るものとする。
- 3 登録された団体は、次の事項に留意して活動するものとする。
- (1) 申請内容に基づいた活動をすること。
 - (2) 構成員に変更があったときは、速やかに届け出ること。
- 4 団体の登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度途中で登録した団体はその年度の3月31日までとする。
- 5 登録した団体が第1項各号に該当しなくなったときは、登録を取り消すものとする。
- 6 登録の更新手続きは毎年3月末までに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

別紙様式 1

東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体登録申請書

年 月 日				
東浦町長				
団 体 名 _____				
代表者 住所 _____				
氏名 _____				
電 話 番 号 _____				
東浦町郷土資料館陶芸棟利用団体として登録したいので、下記により申請します。				
記				
主な活動日	毎週 曜日	主な活動時間	～	
会員数	(町内) 名 名 (町外) 名	会 費	年額 円	月額
指導者	(氏名)	(電話番号)	倉庫利用 希望	有 ・ 無 主な保管品目 合計品数
(会員名簿) *陶芸棟利用団体協議会へ参加する代表者はNo.を○で囲んでください。 *この表に書ききれないときは別表に記入してください。				
No.	氏 名	住 所	電話番号	生年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(添付書類) 1. 会則 2. 前年度決算書及び今年度予算書